

グループ毎合同奉仕活動 事業支援金 申請要項

2022～2023 年度事業用

1, 支給条件

- ① グループ毎の合同奉仕事業であること。
- ② 各クラブの参加ロータリアンの人数が各クラブ会員数の 20%以上であること。
- ③ 奉仕活動が参加ロータリアンの実活動を伴うこと。
- ④ 奉仕事業終了後、2 週間以内に地区 HP に報告入力すること。

2, 支援金額

1グループ30万円

(但し 合同奉仕活動に要した費用が 30 万円未満の場合は、その金額とします)

3, 申請～支給の方法

- ① 事業計画書を 6 月末までに 2023～24 年度地区奉仕活動委員会に提出。
- ② 事業計画書の「概略予算」が 30 万円以上のグループに対して、はやくて 7 月下旬から 8 月上旬に支援金 30 万円を振り込む。
- ③ 合同奉仕活動を実施する。
- ④ 実施後 2 週間以内に地区 HP に報告入力する。
- ⑤ 合同奉仕活動に要した費用の領収書(30 万円以上)を PDF データにて地区に提出する。

尚、事業計画書の「概略予算」が 30 万円未満のグループに対しては、上記③④確認後に、領収書の合計額(上限 30 万円)を振り込みます。

4, その他

- ・ 募金を必要な物資に替えて支援することは OK です。
- ・ 地区補助金事業及びグローバル補助金事業は対象外とします。

以上

国際ロータリー第 2620 地区
奉仕活動委員会